

令和 6 年

市議会 3 月定例会議案

知 立 市



## 令和 6 年市議会 3 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 開	報告第 1 号	令和 5 年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第 1 号）
土 開	報告第 2 号	令和 6 年度知立市土地開発公社事業計画及び予算
教 庶	同意第 1 号	知立市教育委員会教育長の任命について
教 庶	同意第 2 号	知立市教育委員会委員の任命について
協 働	議案第 3 号	第 3 次知立市男女共同参画プランの変更について
環 境	議案第 4 号	第 2 次知立市環境基本計画の変更について
総 務	議案第 5 号	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 6 号	知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
税 務	議案第 7 号	知立市税条例の一部を改正する条例
安 心	議案第 8 号	知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
福 祉	議案第 9 号	知立市かとれあワークス条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 10 号	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 11 号	知立市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例
長 寿	議案第 12 号	知立市介護保険条例の一部を改正する条例
長 寿	議案第 13 号	知立市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 14 号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
建 築	議案第 15 号	知立市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例
建 築	議案第 16 号	知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
水道等	議案第 17 号	知立市水道事業の設置に関する条例及び知立市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
水 道	議案第 18 号	知立市水道事業給水条例の一部を改正する条例

所 管	番 号	案 件
土 木	議案第 1 9 号	市道路線の廃止及び認定について
	議案第 2 0 号	令和 5 年度知立市一般会計補正予算（第 1 0 号）
国 保	議案第 2 1 号	令和 5 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
長 寿	議案第 2 2 号	令和 5 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
国 保	議案第 2 3 号	令和 5 年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
水 道	議案第 2 4 号	令和 5 年度知立市水道事業会計補正予算（第 3 号）
下 水	議案第 2 5 号	令和 5 年度知立市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
	議案第 2 6 号	令和 6 年度知立市一般会計予算
国 保	議案第 2 7 号	令和 6 年度知立市国民健康保険特別会計予算
財 務	議案第 2 8 号	令和 6 年度知立市土地取得特別会計予算
長 寿	議案第 2 9 号	令和 6 年度知立市介護保険特別会計予算
国 保	議案第 3 0 号	令和 6 年度知立市後期高齢者医療特別会計予算
水 道	議案第 3 1 号	令和 6 年度知立市水道事業会計予算
下 水	議案第 3 2 号	令和 6 年度知立市下水道事業会計予算

報告第1号

令和5年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第1号）

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和6年2月22日提出

知立市長 林 郁 夫

報告第2号

令和6年度知立市土地開発公社事業計画及び予算

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和6年2月22日提出

知立市長 林 郁 夫

同意第 1 号

知立市教育委員会教育長の任命について

下記の者を知立市教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 宇 野 成 佳  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第2号

知立市教育委員会委員の任命について

下記の者を知立市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年2月22日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 蔭 山 英 順  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

## 議案第 3 号

### 第 3 次知立市男女共同参画プランの変更について

第 3 次知立市男女共同参画プランを別紙のとおり変更するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 2 5 年知立市条例第 2 9 号）第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

#### 提案理由

この案を提出するのは、第 3 次知立市男女共同参画プランを変更するため必要があるからである。

議案第 4 号

第 2 次知立市環境基本計画の変更について

第 2 次知立市環境基本計画を別紙のとおり変更するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 2 5 年知立市条例第 2 9 号）第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

提案理由

この案を提出するのは、第 2 次知立市環境基本計画を変更するため必要があるからである。

## 議案第 5 号

### 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

知立市職員の給与に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 1 5 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、第 1 5 条の 3 第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）の通勤手当の月額は、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じるものとする。

第 1 5 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（在宅勤務等手当）

第 1 5 条の 3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について 1 か月当たり平均 1 0 日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3, 0 0 0 円とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、在宅勤務等手当を支給するため必要があるからである。

## 議案第 6 号

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年  
知立市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

題名中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 1 条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 2 条第 2 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第  
3 項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 7 条第 1 項第 1 号中「以下」を「以下この項においてこれらの日を」に改め、  
同項第 2 号中「した額」の次に「。次条第 1 項第 2 号において同じ。」を加え、  
「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」に改め、同条の次に次の 1 条を  
加える。

（勤勉手当）

第 7 条の 2 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定め  
るところにより、勤勉手当を支給する。

(1) 勤勉手当は、6 月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員で、  
9 月 3 0 日及び 3 月 3 1 日（以下この号においてこれらの日を「基準日」とい  
う。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の翌月の  
市長が規則で定める日に支給する。

(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が

定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員の報酬の月額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第21条の規定の例による。

第8条第4項中「週休日の日数」を「週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和6年4月に支給する期末手当については、この条例による改正後の知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例第7条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(知立市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 知立市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和45年知立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(知立市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 知立市職員の育児休業等に関する条例（平成4年知立市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第20条第1項」の次に「又は知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年知立市条例第27号。以下「会計年度任用職員報酬等条例」という。）第7条第1項第1号」を加え、同条第2項中「第21条第1項」の次に「又は会計年度任用職員報酬等条例第7条の2第1項第1号」を加え、「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第21条第2項中「知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年知立市条例第27号）」を「会計年度任用職員報酬等条例」に改める。

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 7 号

知立市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市税条例の一部を改正する条例

知立市税条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。  
第 4 9 条第 2 項、第 6 5 条第 2 項、第 8 0 条第 2 項、第 8 1 条第 2 項及び第 3 項  
並びに第 1 2 5 条の 3 第 2 項中「前 7 日」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市民税等の減免を受けるための申請の期限を変更するため必要があるからである。

議案第 8 号

知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

知立市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 5 年知立市条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に改める。

別表中「1 2, 4 4 0」を「1 2, 5 0 0」に、「1 3, 3 2 0」を「1 3, 3 5 0」に、「1 0, 6 7 0」を「1 0, 8 0 0」に、「1 1, 5 5 0」を「1 1, 6 5 0」に、「8, 9 0 0」を「9, 1 0 0」に、「9, 7 9 0」を「9, 9 5 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた知立市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

## 議案第9号

### 知立市かとれあワークス条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市かとれあワークス条例の一部を改正する条例

知立市かとれあワークス条例（平成17年知立市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「臨時に利用時間及び休所日を変更する」を「利用時間若しくは休所日を変更し、又は臨時に休所日を設ける」に改める。

第6条中「次の各号のいずれにも該当する」を「原則として本市に住所を有する」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、在宅の精神障害者又は知的障害者であって、刈谷市、高浜市又は東浦町に住所を有するものを対象者とすることができる。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、衣浦定住自立圏を形成する市町の間で地域活動支援センターの相互利用を実施する等のため必要があるからである。

議案第10号

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年知立市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「掲示」の次に「等」を加え、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

## 議案第 11 号

### 知立市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

知立市児童発達支援センター条例（令和元年知立市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 43 条第 1 号」を「第 43 条」に改め、「福祉型」を削り、同条第 4 号を削り、同条第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 4 条第 3 号中「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同条第 4 号を削る。

第 5 条第 1 項中「、第 2 号又は第 4 号」を「又は第 2 号」に改める。

第 9 条第 1 項中「、第 2 号又は第 4 号」を「又は第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げる事業に係る」を「前項の」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第 9 条第 1 項の規定に基づき納付義務の生じた一時預かりに関する事業に係る費用の負担については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正等に伴い必要があるからである。

## 議案第12号

### 知立市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市介護保険条例の一部を改正する条例

知立市介護保険条例（平成12年知立市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「22,300円」を「31,400円」に改め、同項第2号中「36,200円」を「47,300円」に改め、同項第3号中「36,200円」を「47,600円」に改め、同項第4号中「44,600円」を「62,200円」に改め、同項第5号中「55,800円」を「69,100円」に改め、同項第6号中「66,900円」を「82,900円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号中「72,500円」を「89,800円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第8号中「83,700円」を「103,600円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第9号中「94,800円」を「117,500円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第10号中「100,400円」を「131,300円」に改め、同号ア中「600万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項

第11号中「106,000円」を「145,100円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「620万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」を加え、同項第12号を次のように改める。

(12) 次のいずれかに該当する者 158,900円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

第3条第1項に次の5号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 165,800円

ア 合計所得金額が850万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 172,800円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 179,700円

ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除

く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 186,600円

ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 193,500円

第3条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「11,100円」を「19,600円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「11,100円」を「19,600円」に、「22,300円」を「33,500円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「11,100円」を「19,600円」に、「33,400円」を「47,300円」に改める。

第5条第3項中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に、「第11号まで」を「第16号まで」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第3条及び第5条第3項の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 13 号

知立市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

知立市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年知立市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 17 条の 12」を「第 64 条第 1 号ハ」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行規則の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第14号

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険税条例（昭和45年知立市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.44」を「100分の6.32」に改める。

第4条中「2万4,200円」を「2万8,700円」に改める。

第5条第1号中「1万6,800円」を「2万1,000円」に改め、同条第2号中「8,400円」を「1万500円」に改め、同条第3号中「1万2,600円」を「1万5,750円」に改める。

第6条中「100分の2.36」を「100分の2.72」に改める。

第7条中「1万円」を「1万2,600円」に改める。

第7条の2第1号中「7,100円」を「7,700円」に改め、同条第2号中「3,550円」を「3,850円」に改め、同条第3号中「5,325円」を「5,775円」に改める。

第8条中「100分の2.28」を「100分の2.29」に改める。

第9条中「1万1,700円」を「1万2,600円」に改める。

第9条の2中「5,800円」を「7,000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「1万6,940円」を「2万90円」に改め、同号イ(ア)中「1万1,760円」を「1万4,700円」に改め、同号イ(イ)中「5,880円」を「7,350円」に改め、同号イ(ウ)中「8,820円」を「1万1,025円」に改め、同号ウ中「7,000円」を「8,820円」に改め、同号エ(ア)中「4,970円」を「5,390円」に改め、同号エ(イ)中「2,485円」

を「2, 695円」に改め、同号エ(ウ)中「3, 728円」を「4, 043円」に改め、同号オ中「8, 190円」を「8, 820円」に改め、同号カ中「4, 060円」を「4, 900円」に改め、同項第2号ア中「1万2, 100円」を「1万4, 350円」に改め、同号イ(ア)中「8, 400円」を「1万500円」に改め、同号イ(イ)中「4, 200円」を「5, 250円」に改め、同号イ(ウ)中「6, 300円」を「7, 875円」に改め、同号ウ中「5, 000円」を「6, 300円」に改め、同号エ(ア)中「3, 550円」を「3, 850円」に改め、同号エ(イ)中「1, 775円」を「1, 925円」に改め、同号エ(ウ)中「2, 663円」を「2, 888円」に改め、同号オ中「5, 850円」を「6, 300円」に改め、同号カ中「2, 900円」を「3, 500円」に改め、同項第3号ア中「4, 840円」を「5, 740円」に改め、同号イ(ア)中「3, 360円」を「4, 200円」に改め、同号イ(イ)中「1, 680円」を「2, 100円」に改め、同号イ(ウ)中「2, 520円」を「3, 150円」に改め、同号ウ中「2, 000円」を「2, 520円」に改め、同号エ(ア)中「1, 420円」を「1, 540円」に改め、同号エ(イ)中「710円」を「770円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 065円」を「1, 155円」に改め、同号オ中「2, 340円」を「2, 520円」に改め、同号カ中「1, 160円」を「1, 400円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 630円」を「4, 305円」に改め、同号イ中「6, 050円」を「7, 175円」に改め、同号ウ中「9, 680円」を「1万1, 480円」に改め、同号エ中「12, 100円」を「1万4, 350円」に改め、同項第2号ア中「1, 500円」を「1, 890円」に改め、同号イ中「2, 500円」を「3, 150円」に改め、同号ウ中「4, 000円」を「5, 040円」に改め、同号エ中「5, 000円」を「6, 300円」に改める。

附則第15項を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の知立市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため必要があるからである。

## 議案第15号

知立市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

知立市空家等の適切な管理に関する条例（平成31年知立市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「管理不全状態にある」を「適切な管理が行われていない」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「市民等」とは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

第5条第1項中「管理不全状態にある」を「管理不全空家等、特定空家等その他の適切な管理が行われていない」に改める。

第7条の見出し中「特定空家等」の前に「管理不全空家等及び」を加え、同条中「市が別に定める基準に照らして」を削り、「特定空家等」の前に「管理不全空家等又は」を加える。

第8条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第9条中「第14条第2項」を「第13条第2項又は第22条第2項」に、「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 16 号

知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

知立市附属機関の設置に関する条例（平成 26 年知立市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部知立市空家等対策協議会の項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 17 号

知立市水道事業の設置に関する条例及び知立市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市水道事業の設置に関する条例及び知立市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(知立市水道事業の設置に関する条例の一部改正)

第 1 条 知立市水道事業の設置に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(知立市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 知立市下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年知立市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 18 号

知立市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市水道事業給水条例の一部を改正する条例

知立市水道事業給水条例（昭和 52 年知立市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 38 条第 2 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 41 条中「対しは」を「対し」に改め、同条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、水道法の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 19 号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を廃止し、及び認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項において準用する第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

提案理由

この案を提出するのは、既認定路線の一部を変更するためこれを廃止し、及び認定し、並びに新たに道路の維持管理をするため市道として認定する必要があるからである。

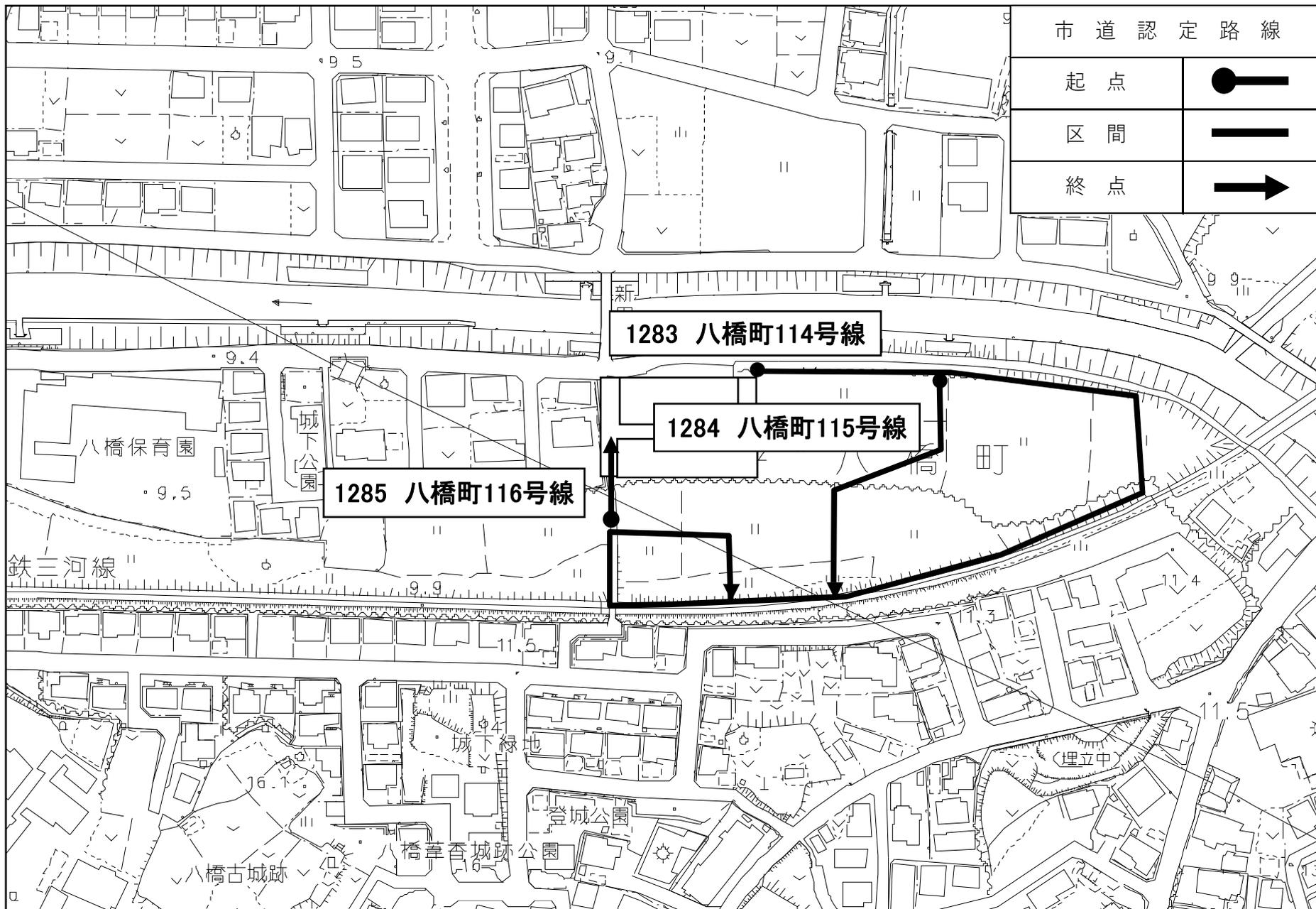
## 廃止路線

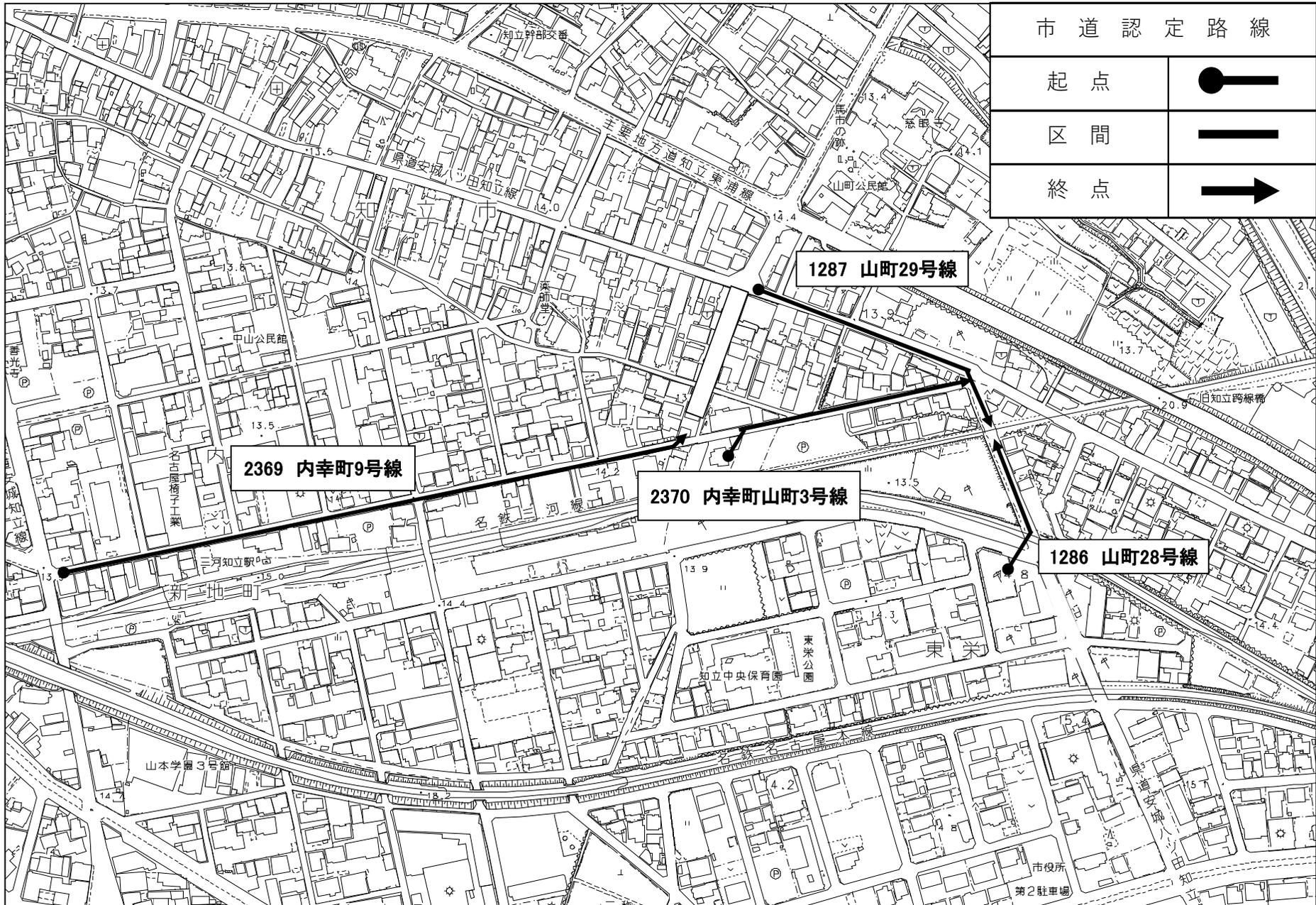
整理番号	路線名	起 点	終 点
2027	内幸町山町2号線	内幸町平田	山町南引馬野



## 認定路線

整理番号	路線名	起 点	終 点
1283	八橋町114号線	八橋町登城	八橋町登城
1284	八橋町115号線	八橋町登城	八橋町登城
1285	八橋町116号線	八橋町登城	八橋町登城
1286	山町28号線	山町八ツ田道西	山町八ツ田道西
1287	山町29号線	山町山	山町南引馬野
1288	山町30号線	山町大林	山町大林
2369	内幸町9号線	内幸町平田	内幸町平田
2370	内幸町山町3号線	内幸町平田	山町南引馬野
3499	弘法町11号線	弘法町小針下	弘法町小針下





市道認定路線

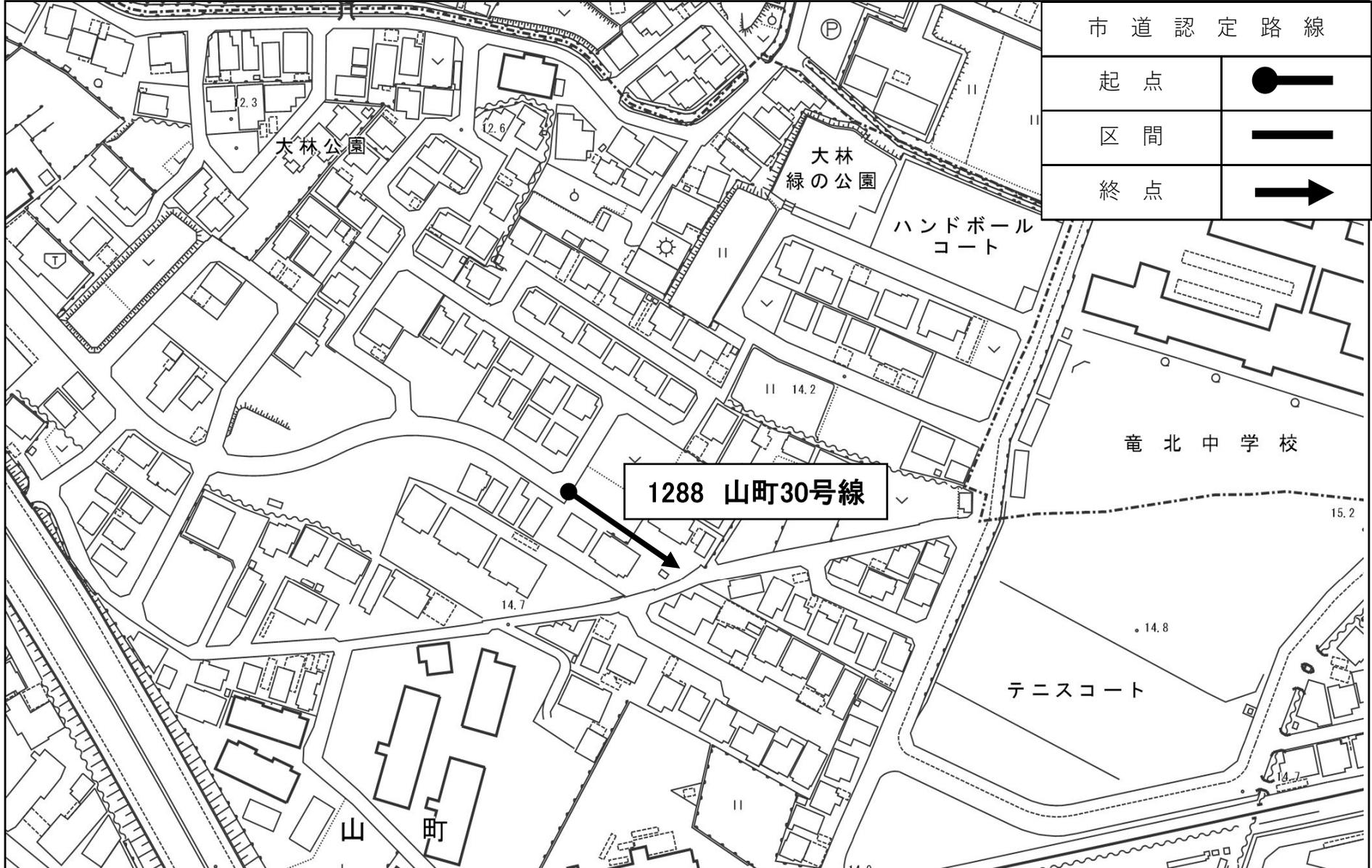
起点	
区間	
終点	

1287 山町29号線

2369 内幸町9号線

2370 内幸町山町3号線

1286 山町28号線



市道認定路線	
起点	
区間	
終点	

1288 山町30号線

大林公園

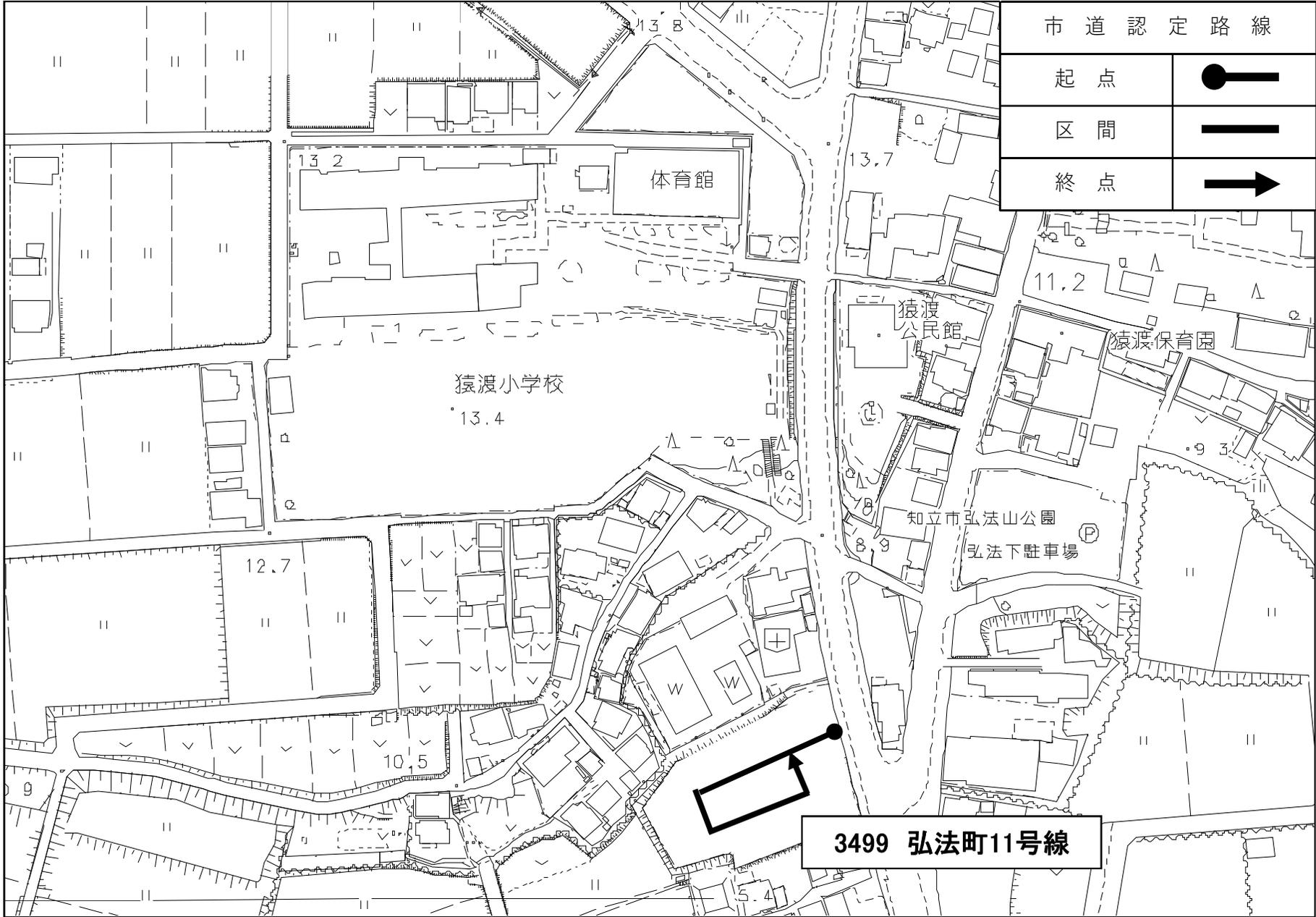
大林  
緑の公園

ハンドボール  
コート

竜北中学校

テニスコート

山  
町



市道認定路線	
起点	●
区間	—
終点	➔

3499 弘法町11号線

